

栃木県生物多様性アドバイザー登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、栃木県における生物多様性を支える人づくりの一環として、「栃木県生物多様性アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）登録制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてアドバイザーとは、県民の生物多様性への理解を深め、生物多様性のために自ら行動する人づくりを進めるため、生物多様性保全活動や鳥獣管理への助言、生物多様性に関する普及啓発などを行う者として知事が登録した者とする。

(役割)

第3条 アドバイザーが行う活動の内容は、以下に掲げる事項に関するものとする。

- (1) 地域や企業の社会貢献活動として行う生物多様性保全活動への助言
- (2) 地域で取り組む鳥獣管理対策への助言
- (3) 野生動植物の分布や生息・生育状況に関する助言
- (4) 生物多様性に関する普及啓発
- (5) その他、知事が必要と認めた活動

(登録)

第4条 アドバイザーは、生物多様性や地域の自然環境に関する専門的知識を有する者として、次の(1)～(3)のいずれかの条件に該当する者の中から知事が登録するものとする。

- (1) 県内の市町及び試験研究機関等から推薦された者
 - (2) 里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム修了者
 - (3) 自然ふれあい活動指導者のうち、県の指定する生物多様性アドバイザー養成講座を修了した者
- 2 前項の条件に該当する者がアドバイザーとしての登録を希望するときは、栃木県生物多様性アドバイザー登録申請書（別記様式1号）（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により申請書を提出した者のうち、適当と認めた者をアドバイザーとして登録する。
- 4 アドバイザーの登録は、原則として当該年度分をまとめて自然環境課において行うものとする。

(登録証)

第5条 知事は、前条第3項の規定によりアドバイザーを登録したときは、生物多様性アドバイザー登録名簿（別記様式第2号）（以下「登録名簿」という。）を作成するとともに、生物多様性アドバイザー登録証（別記様式第3号。以下「登録証」という。）を交付する。

- 2 アドバイザーが、登録証を紛失し又は汚損したときは、栃木県生物多様性アドバイザー登録証紛失届（兼再交付願）（別記様式第4号）を知事に届け出なくてはなら

ない。

- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じて登録証を再交付する。
- 4 前項の規定により登録証の再交付を受けたアドバイザーは、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録名簿の活用)

- 第6条 知事は、登録名簿を作成又は更新した際、県内市町長及び庁内関係課長へ送付するものとする。
- 2 知事は、県ホームページに登録名簿の一部を公開するものとする。

(登録取消)

- 第7条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該アドバイザーの登録を取り消すことができる。
- (1) 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となったとき
 - (2) 本人から登録を取り消したい旨の申し出があったとき
 - (3) この制度の信用を著しく損なったとき
- 2 前項により登録を取り消されたアドバイザーは、速やかに登録証を返却するものとする。

(利用)

- 第8条 この制度を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、事務局に電話、メール等で連絡を行い、アドバイザーの紹介を受けるものとする。
- 2 紹介を受けた利用者は、アドバイザーの利用に当たり、生物多様性アドバイザー登録制度利用申込書（別記様式第5号）を事務局に提出するものとする。
 - 3 利用者からアドバイザーに対して支払われる助言等に対する経費については、原則として実費程度とし、利用者とアドバイザーの間で調整するものとする。

(実績報告)

- 第9条 利用者は、アドバイザーによる助言等の終了後、事務局に生物多様性アドバイザー登録制度利用報告書（別記様式第6号）を提出する。

(事務局)

- 第10条 このアドバイザー登録制度の事務局は、県又は県の指定した団体等に置く。

(その他)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、生物多様性アドバイザー登録制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年3月10日から施行する。

栃木県生物多様性アドバイザー登録申請書

年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

以下のとおり栃木県生物多様性アドバイザーとしての登録を申請します。

ふりがな 氏 名			HP掲載 の可否
生年月日		年 月 日	可・否
連絡先	住 所	〒	/
	電話番号		
	FAX 番号		
	電子メール		
職業・勤務先			可・否
自然に関 する所属 団体・グ ループ等 (複数回 答可)	団体名及び 役職名 ①		可・否
	団体名及び 役職名 ②		可・否
	団体名及び 役職名 ③		可・否

<p>自然に関する資格 (複数記載可)</p>		<p>可・否</p>
<p>得意分野 該当するものに○を つけてください。 (複数記載可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動植物 (植物、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、水生生物、昆虫) ・ 外来種 ・ 生態系全般 ・ 自然保護活動 ・ その他 () 	
<p>対応可能地域 (市町または地区)</p>		
<p>活動可能日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に土日・祝日 ・ 主に平日 ・ 土日・平日ともに対応可 	
<p>備 考 (自己紹介、自己PR、 生物多様性や自然環境 に関するこれまでの活 動実績、著書、論文等)</p>		

※ 上記の記載内容については、県又は県の指定した団体が、生物多様性に関する相談等
に対して栃木県生物多様性アドバイザーとして紹介する際に使用します。

※ 記載内容については、必要に応じて県内の市町及び県の関係部署等へ情報提供する
ことがあります。

※ 記載内容のうち、氏名、得意分野、対応可能地域、活動可能日及び、「HP掲載の可否」
の欄の可に○をつけた項目（またはその一部）について、県のホームページで公表いた
します。

別記様式第2号（第5条関係）

栃木県生物多様性アドバイザー登録名簿

登録 番号	氏 名	生年月日	性別	郵便番号	住 所	電話番号	FAX 番号	電子メール	所属団体等	自然に関する資格	得意分野	対応可能地域

※ イタリック体で記載した項目は公表不可。

別記様式第3号（第5条関係）

（寸法：縦54mm＊横86mm）

第 号

栃木県生物多様性アドバイザー登録証

氏 名

生年月日

上記の者を栃木県生物多様性アドバイザーとして登録する。

年 月 日発行

栃木県知事

印

別記様式第4号（第5条関係）

栃木県生物多様性アドバイザー登録証紛失届（兼再交付願）

年 月 日

栃木県知事 様

住所

氏名

以下のとおり栃木県生物多様性アドバイザー登録証を紛失したことを届出いたします。
(併せて登録証の再交付をお願いします。)

登録日		登録番号	
紛失日	年 月 日		
紛失場所			
紛失時の状況			

※ 再交付を希望しない場合は、カッコ内を二重線で消してください。

※ 紛失の状況等については、可能な範囲で記入してください。

年 月 日

栃木県生物多様性アドバイザー登録制度利用申込書

栃木県知事 様

氏名（名称等）
住所（所在地）
（法人等の場合の担当者）
電話番号
ファックス番号
電子メール

以下のとおり、栃木県生物多様性アドバイザー登録制度の利用を申し込みます。

内 容	<input type="checkbox"/> 自然環境保全活動、 <input type="checkbox"/> 野生鳥獣管理対策、 <input type="checkbox"/> 野生動植物に関する助言、 <input type="checkbox"/> 講演会・シンポジウム、 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
(具体的に)		
希望日時	年 月 日() ～ 年 月 日()	
箇 所	市町名	
	箇所の概要	
備考		

※ 必要事項を記入の上、郵送、ファックス、電子メール等で申込みください。

栃木県環境森林部自然環境課 自然保護担当

〒320-8501（郵送の場合住所不要） 宇都宮市埴田1-1-20

電話 028-623-3207

ファックス 028-623-3212

Eメール shizen-kankyuu@pref.tochigi.lg.jp

年 月 日

栃木県生物多様性アドバイザー登録制度利用報告書

栃木県知事 様

氏名（名称等）
住所（所在地）
（法人等の場合の担当者）
電話番号

以下のとおり、栃木県生物多様性アドバイザー登録制度を利用しましたので報告いたします。

依頼内容		
アドバイザー名		
結果概要		
日時	年 月 日() ~ 年 月 日()	
箇所	市町名	
	箇所の概要	
費用		
備考		

※ アドバイザーの参加した自然観察会等のチラシ・パンフレットなど、参考になる資料がございましたら併せて提出願います。